

○香川県警察の明朗な職場づくりに関する訓令

昭和 53 年 5 月 1 日
警察本部訓令第 17 号

改正 昭和 54 年 3 月 9 日本部訓令第 11 号、昭和 58 年 4 月 1 日本部訓令第 4 号、平成 6 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、平成 7 年 3 月 27 日本部訓令第 7 号、平成 13 年 3 月 21 日本部訓令第 13 号、平成 14 年 11 月 18 日本部訓令第 25 号、平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 20 年 3 月 25 日本部訓令第 8 号、平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号、平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 2 年 3 月 30 日本部訓令第 9 号、令和 4 年 12 月 27 日本部訓令第 19 号

香川県警察の明朗な職場づくりに関する訓令を次のように定める。

香川県警察の明朗な職場づくりに関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、香川県警察における職員の意思の疎通を促進し、創意性を助長することにより職場の明朗化を図り、もって職員の士気の高揚と職務の能率化を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 第 1 条の目的を達成するため香川県警察本部に、明朗な職場づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 職場の明朗化及び職務の能率化の調査、研究等に関すること。
- (2) 香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署(以下「所属」という。)の長(以下「所属長」という。)から報告を受けたその所属の職員による提案、意見、要望等(以下「提案等」という。)について調査、研究及び審議をし、必要な措置を実施すること。
- (3) 香川県警察本部長の諮問に答申すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には香川県警察本部警務部長の職にある者を、副委員長には香川県警察本部警務部統括参事官及び香川県警察本部警務部政策・国際企画官の職にある者を、委員には香川県警察本部警務部に属する所属長、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長、香川県警察本部生活安全部地域課長、香川県警察本部刑事部刑事企画課長、香川県警察本部交通部交通企画課長、香川県警察本部警備部公安課長及び香川県警察学校副校長の職にある者をもって充てる。

(委員会の運営)

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要により委員以外の職員に会議に出席を求め、意見を述べさせ、又は討議に加えることができる。

(委員長の措置)

第6条 委員長は、所属長から第12条第1項第2号の規定による提出があったときは、次の各号に掲げるいずれかの措置を執り、その結果を速やかに別記様式第1号の委員会措置結果通知書により当該所属長に通知するものとする。

(1) 委員会を開催して審議すること。

(2) 次条に規定する専門部会に調査、研究等を指示し、その結果を踏まえて委員会を開催して審議すること。

(3) 委員会を開催しなくても措置できると認められるものについては、香川県警察本部警務部企画課長（以下「企画課長」という。）に対応を指示し、速やかに措置すること。

(4) 審議事項の性質上、香川県警察内に組織する他の委員会等において審議することが相当と認めるものについては、これを当該委員会等の措置に委ねること。

2 前項第3号の規定により指示を受けた企画課長は、当該提出に係る提案等の内容に関係する所属に対して、別記様式第2号の提案検討依頼書により検討その他の対応を依頼するものとし、依頼を受けた所属は、同様式の回答書により回答するものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に、委員長からの特命事項について調査、研究等を行わせるため、専門部会として警務部会、生活安全部会、刑事部会、交通部会及び警備部会を置く。

2 専門部会は、専門部会長及び専門部会員をもって組織する。

3 専門部会長には、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

(1) 警務部会 香川県警察本部警務部企画課長

(2) 生活安全部会 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長

(3) 刑事部会 香川県警察本部刑事部刑事企画課長

(4) 交通部会 香川県警察本部交通部交通企画課長

(5) 警備部会 香川県警察本部警備部公安課長

4 専門部会員には、それぞれ専門部会ごとに、当該専門部会の名称に使用する部に属する所属（香川県警察学校にあたっては、警務部に属するものとする。）の次長、副隊長又は副所長の職にある者をもって充てる。

5 専門部会長は、専門部会における調査、研究等の結果を、その都度委員長に報告するものとする。

(協議会の設置)

第8条 各所属に明朗な職場づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の任務)

第9条 協議会は、次の各号に掲げる事項及び職員からの提案等について調査、研究、又は協議を行い、所属長に意見を提出することを任務とする。

(1) 勤務制度等の改善に関すること。

(2) 勤務環境の整備に関すること。

(3) 施設及び装備の充実・改善に関すること。

(4) 経費の効率的執行に関すること。

(5) 各種事故防止対策に関すること。

(6) 公衆接遇に関すること。

(7) 職員の自己研さんに関すること。

(8) 職員の処遇及び健康管理、余暇利用等福利厚生の実・改善に関すること。

(9) 事務の合理化・能率化に関すること。

(10) その他職員の士気の高揚方策に関すること。

(協議会の組織)

第10条 協議会は、協議会長及び協議員をもって構成する。

2 協議会長には、その所属の次長、副隊長、副所長又は副署長の職にある者をもって充てる。

3 協議員には、協議会において幅広い意見及び要望を聴取するため性別、年齢、職及び係を考慮の上、所属長がその所属の定員のおおむね10パーセントから20パーセントまでの範囲内の人員を選出して、指名する者をもって充てる。

4 所属長は、配置換え、長期入校等により協議員に欠員が生じた場合又は業務等の支障により協議員が協議会に出席できない場合は、新たな協議員の指名又は代理の者の出席等による補完措置を行い、協議会が健全に運営されるように努めなければならない。

(協議会の運営)

第11条 協議会は、月1回以上開催するものとし、協議会長が所属長の承認を得て招集する。

2 協議会長は、必要があると認めるときは、協議員以外のその所属の職員を会議に出席させ、資料の提出又は意見の陳述を求めることができる。

3 協議会長は、会議の状況及び提案等があった事項について、会議終了後速やかに所属長に報告しなければならない。

(所属長の措置等)

第12条 所属長は、前条第3項の規定による提案等があった事項に係る報告を受けたときは、速やかに検討した上、次の各号のいずれかの措置を執らなければならない。

(1) 所属で措置できる場合は、その措置結果を、当該提案等を行った職員に通知するとともに、協議会を通じてその所属の職員に措置の概要を周知すること。この場合において、所属で措置したものが効果的なものであると認めるときは、別記様式第3号の所属好事例報告書を作成し、委員長に提出するものとする。

(2) 所属で措置できない場合は、別記様式第4号の提案書を作成し、委員長に提出すること。

2 所属長は、委員長から委員会措置結果通知書を受領したときは、その措置結果を、当該提案等を行った職員に通知するとともに、協議会を通じてその所属の職員に措置結果の概要を周知するものとする。

3 所属長は、必要があると認めるときは、いつでも協議会に出席することができる。

4 所属長は、協議会の適正・円滑な運営について必要な助言及び指導に努めるものとする。

(事務処理)

第13条 委員会の事務は香川県警察本部警務部企画課、専門部会の事務は専門部会長の属する課、協議会の事務はそれぞれの所属において処理するものとする。

(賞揚)

第14条 委員長は、職員の提案等及び協議会又は専門部会の調査、研究等に関し功労又は業績があったと認められる職員又は所属を対象として、香川県警察の表彰等に関する訓令(平成14年香川県警察本部訓令第12号。以下「表彰訓令」という。)に基づく賞誉又は褒賞の授与に係る上申手続をとらせるものとする。

2 所属長は、前項に準ずる功労があると認められるその所属の職員に対し、表彰訓令に基づく所属長褒賞を授与するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和53年5月1日から施行する。

2 職員の提案に関する訓令(昭和45年県本部訓令第10号)は、廃止する。

附 則(昭和54年3月9日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和54年3月12日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）
この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 27 日本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 21 日本部訓令第 13 号）
この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 18 日本部訓令第 25 号）
この訓令は、平成 14 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止）

2 香川県警察の航空隊に関する訓令（平成元年香川県警察本部訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号）

1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号）
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日本部訓令第 8 号）
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号）
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日本部訓令第 9 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 27 日本部訓令第 19 号）
この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（別記様式 削除）